

文部科学省研究指定校の取組事例

平成28・29年度

文部科学省・熊本県教育委員会指定

大津町教育委員会指定

人権教育研究指定校

大津町立大津北中学校

I 研究の概要

1 研究主題

部落差別をはじめあらゆる差別に気づき、行動し、
被差別状況のなかまと手を携えてともに伸びようとする生徒の育成
～反差別の集団づくりを大切に「授業づくり」と「自主活動」の取組を通して～

2 主題設定の理由

(1) 今日の課題から

1948年（昭和23年）、国連総会において世界人権宣言が採択され、その後今日に至るまで人権に関する様々な条約が採択されてきた。「人権の世紀」と呼ばれる現在、人権保障のための国際的努力がますます重要となっており、人権教育の充実が不可欠である。我が国もすべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で人権に関する各般の施策を講じ、一定の成果を挙げてきた。しかしながら、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）でも指摘されているように、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題が生じている。特に、次世代を担う児童生徒に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にある。一方、基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていない等の指導方法の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。これらのことから、効果的な教育実践、学習教材の研究及び人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進し、学校における指導方法の改善を図ることが喫緊の課題である。

(2) 本校のこれまでの研究から

本校は、大津町教育委員会の「学力充実・向上」の指定を受け、平成26年、27年度の2年間にわたって「生徒の確かな学びを育む授業の創造～授業の焦点化と構造化を通して～」というテーマで、研究推進を行ってきた。研究は、主に「授業改善部会」と「スキル向上部会」の二つの部会に分かれて行った。「授業改善部会」では学力向上のための教師の指導力向上を図り、「スキル向上部会」では4人班を活用し、班での話し合い活動を充実させ、互いに高め合う学び方を身に付けさせる取組を行った。

この取組も含め、本校では、教科指導、生徒指導、学級経営等、すべての活動を通して人権教育を基盤に据えた取組を実践してきた。人権教育で目指す生徒像を「部落差別をはじめあらゆる差別を見抜き、差別を許さず、差別をなくすために行動できる生徒」と掲げた。そして、様々な人権問題の解決に向けて実践的に行動している仲間と手を携え、互いの違いを認め、自他の人権を守るため実践的な行動ができる生徒の育成に努めてきた。

特に、授業中や様々な発表の場で自分の思いや考えを伝え合う活動を多く取り入れることで、自らの意見に自信をもち堂々と意見を述べる積極的な生徒が増えた。また、互いの意見を尊重し、しっかりと聞く姿勢が見られるようになった。ただ、生徒同士の間関係や互いの考えを深めるような話し合い活動にするには、さらに手立てが必要である。また、人権学習を基盤とした集団づくりに力を入れることで、全体としては学力向上の傾向が見られ、ますます学級集団づくりの重要性を再認識するものとなった。

平成28年度より文部科学省及び熊本県教育委員会の「人権教育研究」指定を受け、「部落差別をはじめあらゆる差別に気付く、行動し、被差別状況のなかまど手を携えてともに伸びようとする生徒の育成」のテーマで研究を推進してきた。これまでの学力充実の研究と人権教育に関わる実践を踏まえて、特に反差別の集団づくりを大切に「授業づくり」と「自主活動」の取組を中心に研究することとした。

(3) 生徒及び地域の実態から

生徒は誰に対しても立ち止まって挨拶、また無言清掃に取り組んでいる。休み時間には心をリラックスさせるクラシック音楽が流れ、授業開始2分前には自分たちで着席し、落ち着いた雰囲気の中で授業に臨む姿が見られる。また、部活動にも熱心に取り組み、体力向上にも努めている。

6年前に「福島を独りぼっちにしないことは隣に座っている友達を独りぼっちにしないこと」を合い言葉に「KITACHU 東日本復興支援プロジェクトつばさ」を始めた。お互いの経験を交流しながら、学びを深める取組となっている。

本校には、七色解放子ども会と連携した取組がある。七色解放子ども会は大津町で40年以上の歴史を持ち、学習会で学んだ差別をなくす取組を、学級・学校、そして家庭や地域に広げる活動を行ってきた。平成27年度の「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権子ども集会」では、生徒会と協力して学校や地域からいじめや差別をなくす取組を行ってきたことを発表し、改めて人権について学習する機会となった。この学びを生かし、学級、学年集会、校内人権集会等では、「差別を見抜き、許さず、声を上げ、伝え、自立した一人になること、そして共に立ち上がる集団を目指すこと」を確認した。学校、家庭、地域との連携では、三者が一体となって「地域の子どもは地域で育てる」という気運が高まっている。

日頃の学級づくりでは、自分を語る班ノートの取組やクラスミーティング、人権学習の学びを自分の生活や家族の思いや願いと重ねていく授業づくりなど、学年部でしっかり話し合いながら、継続した取組を行っている。しかし、一度固定化された個人への偏見を持ったまま、人間関係を円滑に構築できない生徒も存在し、差別につながる言動があるのも現状である。

3 研究主題について

- (1) 「反差別の集団づくり」とは、差別を許さず、お互いに一人一人が尊重される集団をつくることである。そのためには子どもや保護者の思いや願いを受け止め、子どもとその家族をつなぎ、子どもたち同士の思いをつなぐことである。
- (2) 「授業づくり」とは、いわゆる人権学習のみでなく全教科・全領域の授業を意味する。すべての授業の中で、誰もが尊重され、生き生きと活動し、集団の中で一人一人の学びが保障される環境をつくることである。それを基盤として、人権感覚の涵養と学力の充実を目指す。
- (3) 「自主活動」とは、生徒が自分たちの被差別や加差別の立場を自覚し、自らが置かれている状況を見つめながら、一人一人が思いを伝え合い、誰もが安心して過ごせる生活を実現していく活動である。

4 研究の仮説

以下の4点に取り組めば、部落差別をはじめ、あらゆる差別に気付き、行動し、被差別状況のなかまとも手を携えてともに伸びようとする生徒を育成することができるであろう。

- (1) 「人」を大切に思う、短学活・組織活動・班活動・清掃活動等の日常的な学級活動
- (2) 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした意識・態度・実践的行動力の育成
- (3) 焦点化・構造化による授業改善と、互いに学び合う授業の創造
- (4) 自ら気付き行動する、差別を見抜き許さない実践的活動

5 研究の内容と研究組織

(1) 研究の内容

ア 集団づくり部会

「人」を大切に思う、短学活・班活動・清掃活動等の日常的な学級活動を行う。

イ 人権推進部会

人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした意識・態度・実践的行動力を育成する。

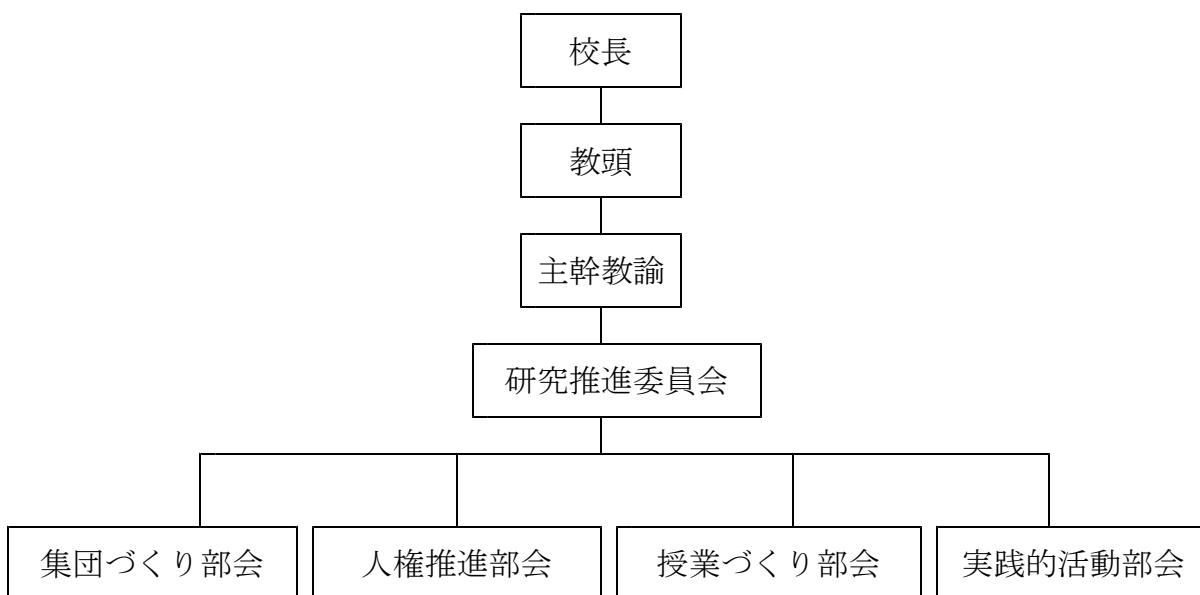
ウ 授業づくり部会

焦点化・構造化による授業改善と互いに学び合う授業を創造する。

エ 実践的活動部会

自ら気付き行動する、差別を見抜き、許さない実践的活動として、生徒会による自主活動、校内人権集会、東日本復興支援、七色解放子ども会活動及び生徒会との連携を中心に取り組む。

(2) 研究組織



6 研究構想図



Ⅱ 研究の実際

1 人権教育を通じて育てたい資質・能力

本校がこれまで積み重ねてきた同和教育・人権教育の実践を、[第三次とりまとめ] に例示してある人権教育を通じて育てたい資質・能力によって検証するとともに、教育目標から、本校の具体的な目標を設定した。(表1)

表1 人権教育を通じて育てたい資質・能力(具体的な目標)

知識的側面	価値的・態度的側面	技能的側面
①人が幸せに生きるための自由や権利などを、身近で具体的なことと結び付けて理解する。	①人間のすばらしさや、自分の大切さ、身の回りの人たちの大切さ、よさに気付く。	①互いの意見の違いを認め、公平に接することができる。
②様々な人権問題について正しく理解するとともに、命や人権を守るため行動してきた人々の生き方を知る。	②あるがままの自分を認め、自分らしく成長していこうとする。	②相手の立場に立ち、他者の痛みや気持ちに共感することができる。
③人権を守るための決まりや約束、法律などを理解する。	③自分や他の人たちをかけがえのない存在ととらえ、大切にしようとする。	③相手の意見を受け止め、自分の意見を素直に伝えることができる。

さらに、人権教育全体計画の中に記述していた各教科での目標を再検討した。[第三次とりまとめ]にある三つの側面(知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面)と各教科のねらいを照らし合わせ、「年間を通して育てたい資質・能力」と、それを培った具体的な生徒の姿を表にまとめ、指導案に位置付けた。(表2)

表2 平成29年度 各教科 年間を通して育てたい資質・能力

教科	年間を通しての目標	項目	具体的な生徒の姿
国語	文章から、言葉の裏にある感情を読み取る力を育てる。	技能的側面-②	文章から、登場人物の言動に注目して心情を読み取ることができる。
	相手の考えを受け止め、自分の考えを相手に伝えることができるようなコミュニケーション能力を育てる。	技能的側面-③	相手の考えを反応しながら受け止め、自分の考えを相手にわかるように伝える。
社会	民主主義社会の基盤となる人権尊重の精神や、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての科学的認識を高める。	知識的側面-②	様々な人権問題について正しく理解するとともに、命や人権を守るため行動してきた人々の生き方を知る。
	合意形成の視点から多面的・多角的に考察し、互いの利益が得られるよう、解決していく力を培う。	技能的側面-⑥	よりよい生活を営んでいくために、他と意見が異なるとき自分の立場にとらわれず、話し合いによって新たな解決方法を見いだそうとしている。
理科	すべての生命を尊重し、自分や身の回りの人たちを大切にしようとする態度を育てる。	価値的・態度的側面-③	動植物を粗末に扱わず、自分や周りの人たちを傷つけないように安全面に留意して活動する。
	科学的な根拠に基づいた合理的な判断力と多面的・総合的な見方、考え方を育てる。	技能的側面-⑦	実験・観察の結果を基に考察し、他の人の考え方を取り入れ、自分の意見を発表することができる。

2 集団づくり部会

(1) 研究の視点

ア 集団づくりの基盤として、学級内（または学校全体）のリーダー育成を行う。リーダーとしての自覚や責任を持たせるために、生徒自身で班編制を行い、定期的に班長会議を行いながら自治的な集団を目指す。

イ 班ノートを用い、主に活動をともしする班内において、友達の思いや生活の現状を知り、互いを知り合いつながり合う学級集団づくりを行う。

ウ 班ごとに学級内の仕事の役割を決め、班で自主的に活動することで、生徒の自治意識を高め、学級づくりを目指す。

(2) 研究の経過

ア 班長選出に当たって「クラスの代表として集団を率いる大切な人材であること」「自覚・責任を持って務められる人」「学級を任せられる人の選出であること」を伝えた上で全員に推薦させ、さらに立候補者も募った。担任が集計を行った後、選出された各生徒に班長の役割の了解を得て、全体に発表する。班長と学級委員は、担任と共に座席や掃除担当場所決め、学級の諸問題解決のために定期的に班長会議を行った。特に班編制については、生徒同士の関係やつながり、心身の状況、教え合い活動ができる班員構成などに考慮し、1週間以上かけて班・座席を決めていく。各学年で統一することで学年の実態に合わせられるようにした。(図1)



図1 班活動のようす

また、班長会議の時間を各学年ごとに設定し、昼休み・放課後を使い定期的な運営が継続してできるようにしている。

イ 班ノートはB5かB6のサイズを学年で選択し、班員が学校・家庭・つらいこと・好きなこと・目標など、自分の思いを書き綴っていくことを伝え、以下の点をルールとして開始した。

(ア) 1週間で班員全員に回すこと

(イ) 1人1ページを基本として記入すること

(ウ) 他人の批判・誹謗中傷はしないこと

(エ) 自分の前に書いたその他の友達全員に対して、必ず一言でも返しをすること

友達の思いや現状など背景を知ることによって、相手への接し方や言動が変わり、その思いに寄り添い生徒同士がより強くつながっていった。班での活動が多いため、まずは班員同士が思いを交わし、分かち合うことで、班内の人間関係を円滑にし、協力して活動を行う土台になっている。(図2)

ウ 学校生活の中で行うべき仕事はすべて班当番制として、週ごとに仕事内容を変えた。これは学年で統一している。班内でも細かく仕事分担を行った。また、授業中だけでなく、朝・帰りの会の中でも班で話し合いをする際は分担表を利用した。それぞれが各役割を経験することで、相手を思いやる気持ちや自分以外の仕事に気付き、自治意識へとつながってきている。(図3)



図2 班ノート



図3 班当番活動と話し合い活動役割分担表

3 人権推進部会

(1) 研究の視点

人権推進部会では、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした意識・態度・実践的行動力を育成するために、次の三つの視点で取り組んだ。

- ア 人権学習教材の工夫・開発
- イ 人権教育年間指導計画
- ウ 人権教育研修の充実

(2) 研究の経過

ア 人権学習教材の工夫・開発

本校では5年前より「ケガレ意識と部落差別」についての研究を進め、1年生において授業を行ってきた。毎年研究と実践を重ね、地域の方たちの体験や思いを聞き取って行く中で、生徒が日常の中で使っていた「ケガレル」という言葉の意味と平安時代から近世に形成されてきた「ケガレ観」とはかけ離れたものであることが分かってきた。そのことで、これまで大津町に見られた部落差別とを安易に結び付けようとしてきたところに無理があったのではないかと気付いた。また研究を進めると、友達が使った水道を区別して使わない等、友達を排除するような差別やいじめの実態が明らかになってきた。大津町における差別事象と生徒の実態から浮かび上がってきた「ケガレ」に代表される排除の行為と、町に存在する部落差別は重なることがわかってきた。今後も地域の差別をなくす活動に学び、教材開発を行い、その都度授業展開を見直していく必要がある。

また、4年前、校区内の小学校の正門前に「〇〇人」という差別落書きがあった。大津町ではこの部落差別の現実をうやむやにせず何が課題なのか論議し、大津町児童生徒集会や学校人権教育研究会の活動を通して、課題を発信してきた。今後も「部落差別の現実としっかり向き合い取組を続ける」ことにこだわり研究を重ねていく。そこで今回1年生では、大津町児童生徒集会で採択された集会宣言文と差別落書きのことを綴った生徒作文をもとに授業化した。生徒自身の課題と重ね、差別に対して生徒自身がどの立ち位置にいるのかを考え、どこに差別があるのかに気付き、差別を許さず、なくしていく行動にまで高められる取組を提案していく。

2年生では、7年前より「来民開拓団の真相に学ぶ」を教材化して授業を行っている。大津地域の方々が来民開拓団の真相解明に関わった経緯がある。第2次世界大戦当時、同和地区であるが故に満州へ入植しなければならなかった来民開拓団のある家族を中心に教材を作り、「しくまれる差別」の課題を捉えさせていく。学級や学年の中にある差別を土台とした人間関係を、同和問題と自分たちの暮らしを重ねることで、「何が差別なのか」を見抜き、差別をなくす一人になる決意をさせる取組を続けていく。また、「親や家族の思い」を考えさせる授業であり、生徒は、自分自身の家族と同和地区の保護者や家

族の思いを重ねて考え、自分を生み育ててくれた家族を思い、部落差別を許さない行動に結び付けて考えていく。

3年生では、「全国統一応募用紙の闘い」「43項目の質問状」から「進路公開」の取組につなげていく。「43項目の質問状」は県内のある中学校で級友の採用取り消しに対して生徒達が自らの問題を解決しようとしたことが教材化されたもので、統一応募用紙の徹底や差別につながるものに対する「言わない、書かない、提出しない」取組は熊本県下で実施されていた。違反質問に代表される部落差別やあらゆる差別を見抜き、将来にわたり「差別を許さない」生き方をしていくために自分の家族や生い立ちを見つめて、これからの生き方を学級の仲間と共有していく。自らの生活を捉え直し、差別の現実を正しく認識しながら、差別に対して具体的な行動を起こしていく集団にまで高めていく。

イ 人権教育年間指導計画

本校の人権教育年間指導計画を表3に示す。授業を進めるにあたって、次の3点を共通実践事項とした。

- (ア) 教師自身の同和問題との出会いや出会い直しを明らかにし、教材自体に流れる部落差別解消への思いや願いと教師の思いを重ねる。
- (イ) 生徒の実態から教材づくりをする。現象面に捕らわれず、背景にある生徒の実態を把握し分析する。また学級集団の分析を行い、差別をなくす集団となり得ているのか検証する。
- (ウ) 教材ありきに終わらせず、差別の現実と生徒の実態が重なるように展開していく。

表3 人権学習年間計画

	1 学年	2 学年	3 学年
6 月	クラスミーティング	「今、言わなければ」	ハンセン病問題
9 月	水俣病学習 支援学校との交流会		学校間格差問題
10 月	町児童生徒集会宣言文	町児童生徒集会宣言文	町児童生徒集会宣言文
11 月	「本当の気持ちに気づいたこと」	「来民開拓団の真相」に学ぶ	統一応募用紙の闘い 43項目の質問状
12 月	支援学校との交流会	平和学習（沖縄戦）	
1 月		「三月三日の風」	進路公開
2 月	性教育「かけがえのない命」	水平社宣言	進路公開

ウ 人権教育研修の充実

(ア) 校内人権教育研修

平成29年度の校内人権教育研修を表4に示す。人権教育を中心に据えた教育活動を推進するために、4月スタート時に地域の差別をなくす活動に取り組まれている大津支部の支部長を招いて講話を聞き、共通理解の上で取り組むべき方向性を確認した。6月の現地研修では、人権啓発福祉センター周辺のフィールドワークを行い、知恵と工夫で生活を豊かにしてきた先人の知恵や差別をなくす取組を学んだ。第三次とりまとめについても講師を招き、その精神や私たちが取り組むべきことについて学んだ。「私と同和問題」のグループ討議では、これまで生きてきた中で経験してきた変わり目や引っかかりについて語ることで、差別を軸とした「自分の立ち位置」を明確にしていく演習となった。この自分と同和問題との重ねをもとに、1月からの実践レポート研につなげていった。教職員一人一人のレポートを読み合っ意見交流を行い、それぞれの課題を見出していった。

表4 H29年度 校内人権教育研修

第1回	4月	人権教育提案	第7回	12月	集団づくり
第2回	4月	人権教育講話	第8回	1月	学年実践レポート研①
第3回	6月	現地研修フィールドワーク	第9回	1月	学年実践レポート研②
第4回	8月	第三次とりまとめ	第10回	1月	学年実践レポート研③
第5回	8月	私と同和問題	第11回	2月	全体実践レポート研
第6回	10月	部落差別解消推進法について	第12回	3月	今年度の総括

(イ) 大津町学校人権教育研究会及び大津町人権・同和教育推進協議会学校教育研究会
この研究会は「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす」目的で研究推進している会である。全体研修は、総会・夏期全員研修（人権教育講演会及び実践レポート研修）・実践交流会（年3回）を行っており、原則として全職員が参加している。また、3回にわたる人権教育基礎講座では、「人権教育関連法規」「大津町の部落差別解消の歴史」「反差別の集団づくり」について講座を行い、大津町に初めて勤める教職員を対象に行っている。平成29年度、本校職員は7名参加した。

(ウ) 大津支部との合同学習会

1年生の学習内容である「ケガレ意識と部落差別」の研究を進めていくに当たり、これまで地域の方々の聞き取りが不十分であった。そこで教材と地域の課題が重なるように、まず教職員自身が同和地区に足を運び学んでいくための合同学習会の場を設定した。結果として、大津町にあった部落差別事象と「ケガレ観」との関係性は薄く、かけ離れたものであることがわかったが、地域の方々の思いに触れることで、これまで大切にされてきた「部落差別の現実に学ぶ」ことや「部落差別解消の取組の歴史に学ぶ」実践的取組が再確認できた。今年の1月から8回実施し、教職員の同和問題についての基本的認識を高める貴重な時間となった。

4 授業づくり部会

(1) 研究の視点

授業づくり部会では、授業のユニバーサルデザイン化によって「わかる授業」と「互いに学び合う授業」づくりをめざし、以下の4つの視点で授業改善に取り組んだ。

- ア 授業の焦点化と構造化
- イ 自分の考えを伝える能力の育成
- ウ 協働学習
- エ 「人権が尊重される授業づくりの視点」の設定

(2) 研究の経過

ア 授業の焦点化と構造化

焦点化とは、生徒の学習する内容に優先順位を付け、大事な部分をより強調して伝えること、構造化とは、生徒たちの思考の道筋にそって学習展開を簡潔に組み立てることとし、共通実践を行った。

(ア) 授業の評価規準を1授業1観点到に絞り、どのような力を付けるか、ねらいとゴールを明確にした。

(イ) 学習目標は、「行動目標」または「到達目標」になるように設定し、生徒が理解できる言葉で表現、提示する。板書では「本時のめあて」のカードを使った。

(ウ) 板書は、授業の流れが一目で分かるように内容を精選し、どこに何を提示するか計画するようにした。[本時のめあて] [ポイント] [まとめ] [本時の流れ]のカードを、全教科で共通して用いた。

(図4)

(エ) 学習展開をパターン化した。「学習準備」では、前時の復習や warm-up 等、関心・意欲を高めて課題をつかませ、「中心活動」には、課題の追求、生徒の協働学習を設定した。「まとめ」として、1時間の授業で何を学んだのか整理し、定着を図る時間とした。

(オ) 徹底指導するポイント、能動型学習で生徒が主体的に学習を進めるための手立て、どのような能力(思考・判断・表現)を付けるための言語活動なのかを明確にした。

(カ) 何を学んだのか整理し確認するために、終末に必ずまとめを行うようにした。まとめの時間を確保するために、「学習準備」は短時間で行い、できるだけ早く「中心活動」に移る。「中心活動」は授業開始から35~40分までに終わるようにした。



図4 めあてカード

イ 自分の考えを伝える能力の育成

「話し合い活動分担表」を用い、個人の考えを小集団で交流させた。小集団の中で発表することで、考えを述べる機会を増やし、発言しやすい雰囲気づくりを行った。

ウ 協働学習

授業の中にペア学習、グループ学習など、生徒相互の学び合いの時間を設定した。自分とは考えの異なる他者と一つの目標に向け、ともに働くには、さまざまな困難や葛藤を乗り越えて、目標を実現しようとする意志や他者の正しい意見を受け入れる柔軟性、違いを乗り越えて理解し合うためのコミュニケーション能力が必要である。理解の早い生徒が、考えるヒントや学習のコツを工夫しながら伝えることで、さらに理解を深め、相互に高め合うことを目指した。また、人間関係を深めることをねらった。

エ 「人権が尊重される授業づくりの視点」設定

授業の場面ごとに、必要とされる支援をまとめ、授業を進める手がかりとした。(表5)

表5 人権が尊重される授業づくりの視点

1. 自己存在感を持たせる支援	2. 共感的人間関係を育成する支援	3. 自己選択・決定の場の設定
生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、複数の課題や教材を準備したり、ヒントカードを与えたりする。	「誰にでも失敗はある」「誰もがよさを持っている」という認識に立ち、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。	学習の見通しを持たせ、生徒が自分で計画を立てるための支援を行う。
互いの発言を最後まで聞く習慣や、誤答を大切にすることを身に付けさせる。	他者の発言や作品のよさに気付かせ、他者から学ぼうとする態度を育てる。	相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
協力して活動する場を設定し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。	他者の気持ちや立場を考えて、自分の言動を選択・構成する態度を育てる。	自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方を振り返り、交流する時間を設定する。

(3) 授業実践例

○本時の目標

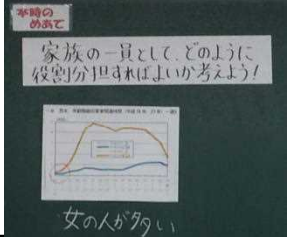


家庭のはたらきを支えるために、自分自身にできることを整理して考え、工夫することができる。

○人権教育を通じて育てたい資質・能力

社会的自立のための知識や技能の習得、家庭や暮らしを見つめ、主体的な家庭・社会を築いていく力を育てる。(価値的・態度的側面⑧)

○本時の展開

◆教科の評価と◇資質・能力の評価

過程	学習活動	○教師の指導・支援 ◆教科等の評価	◎人権が尊重される授業づくりの視点 ◇育てたい資質・能力の評価
学習準備	1 家庭の仕事を分担し自分が担当している仕事を確認する。 2 「家庭の仕事を費やす時間の比較」を見る。	○家庭で行われる仕事を挙げさせ、4つのグループに分類し、自分が担っている仕事を振り返らせる。 ○家族の1日の生活時間を比較したグラフを提示する。 ○性別や立場による生活時間の違いに気付かせる。	学習課題の焦点化
7	本時のめあて 家族の一員として、どのように役割分担をすればよいか考えよう		
中心活動	3 模擬家族の構成を確認する。 協働学習	○家族構成、それぞれのライフスタイルを提示する。 時間、出勤・通学時間、帰宅時間を提示 ◎班の中でそれぞれの家族の役を決めさせる。(自己存在感)	考える視点の焦点化
	4 家庭の仕事を誰が担うか、班ごとに話し合う。 言語活動 自らの意見を持って互いの意見を交流し、他者の意見と照らし合わせて考えを調整する。	○それぞれのライフスタイルを考えながら、役になりきって自分の意見を主張するよう促す。 ◎お互いの意見を尊重し合って、誰か一人に負担をかけることがないように、調整させる。 (共感的人間関係)	
	5 班ごとに、話し合ったことを発表する。	◆【創意・工夫】(行動観察・ワークシート) B基準 家族それぞれの立場や役割を理解し、家族関係をよりよくする方法を考えることができる。 A基準 家族それぞれの立場や役割を理解し、家族関係をよりよくするために自分の家庭でできることを整理して考えることができる。 ○B基準に至らない場合は、周りの生徒と教師から声かけを行う。	◇資質・能力の評価
33		◇(価値的・態度的側面⑧) 社会的自立のための知識や技能の習得、家庭や暮らしを見つめ、主体的な家庭・社会を築いていく力を育てる。	 板書の精選
終末	6 本時のまとめを行う。 まとめの時間確保	○生徒の発表から、家族が互いに立場や役割を理解し協力・分担して家族関係をよりよくすることが大切であることに気付かせる。 ○本時の学習をふまえて、これから自分が家族の一員としてできることを具体的に書かせる。	

5 実践的活動部会

(1) 研究の視点と経過

ア 校内人権集会の充実

本校では、7月と12月に校内人権集会を行っている。人権委員会が企画、運営及び司会を行い、各学年から人権学習で学んだことや学年、学級の課題と重ねた発表が出される。発表を聞いた生徒からは多数手が挙がり、自分自身の体験と重ねた意見を「返し」と称して交流した。七色解放子ども会からの「高校間格差問題」に関する発表に対しては、「自分が行きたい高校を親に伝えた時に、偏差値のことで反対され、自分の親も差別をするのかと考えた。もう一度、家族で話してみたい。」等、自分の生活と重ねて意見交流ができた。(図5)



図5 校内人権集会(7月)

イ KITACHU 東日本復興支援プロジェクトつばさ

生徒会は6年前の東日本大震災をきっかけに、「福島を独りぼっちにしないことは、隣にいる友達を独りぼっちにしないことと同じ」であるという思いから、「KITACHU 東日本復興支援プロジェクトつばさ」を立ち上げ、継続的な活動を行っている。福島県相馬市・南相馬市の小中学校や障がい者自立作業所と交流をしている。これまで、交流のひまわりを植え、種の交換や相馬市や南相馬市から講師を招いて生徒会主催で講演会を行ったり、南相馬市の中学校とインターネット回線を使って意見交換会を行ったりしてきた。(図6) また、平成28年4月の熊本地震では、交流していた学校や作業所からメッセージや義援金等が届き、支えていただいた。

平成28年度は、全校生徒と教職員参加のムービー『満月の夕』を作って北の翼祭(文化祭)で発表したり、12月には生徒会役員2名と引率教師2名が現地を訪問し、交流を深め、放射能汚染による帰還困難区域復興の視察を行ったりした。現地訪問については、全校集会を開いて報告した。平成29年度は、ひまわりの種交換はもちろん、北の翼祭で本プロジェクトの起こりからの創作劇を発表した。



図6 南相馬市の中学校にて

ウ 七色解放子ども会と生徒会の連携

生徒会役員は7月から学習会に参加し、七色解放子ども会の生徒と共に学習をしている。生徒会役員は、各学級の人権学習など様々な学習で「差別はいけないこと」「差別はなくさなくてはいけない」と、前向きに考えている生徒が多い。しかし、「具体的に何をすれば差別をなくせるか、分からない」と考えている。

大津町では、10月に「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす大津町児童生徒集会」という児童・生徒の手で行う人権集会を行っている。町内2校の中学校は、隔年で運営と発表を行う。7月に行う事前学習会で地域の方から児童生徒集会の歴史を学ぶ。運営の係になった生徒は、8月の実行委員会において「集会宣言文」をはじめ集会案を提案することになる。生徒会役員は、学習会に参加して七色解放子ども会と共に解放学習を学ぶことで、「実際に起きている部落差別と自分たちの学級の様子が重なり、具体的にどう行動して良いのかが分かるようになった」「友達の心の痛みに寄り添おうとしても、

なかなか分からなかったが、具体的にどのように行動すれば良いのかが分かるようになった」等と考えるようになった。「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす大津町児童生徒集会」は、今から40年前に地域の同和地区出身生徒が自分の立場を明かして町の集会で訴え、部落差別をなくそうとしたことから始まった。その歴史的意義をふまえて、現在も中学生が実行委員会を担当して行っている。(図7)



図7 大津町児童生徒集会

七色解放子ども会は、学習会などで学んだ部落差別解消への思いを作文につづり、大津町の児童生徒へ向けて「部落差別をなくす仲間になろう」という思いを発表している。この活動によって、学級に存在するいじめをなくす行動についても訴えた。自分たちの立場を明らかにし、親や家族がどのような思いを持って自分を育ててきたのか、地域の方々が自分や自分の家族をどのように見守ってきたのかを知った生徒は、自信を持って自分の立場を見つめ発表した。そして「みんなに差別落書きのことを自分のことと重ねて考えて欲しい」「先生たちにももっと取り組んで欲しい」と、町の児童生徒だけでなく教職員に対しても訴えた。

生徒会役員は、平成28年度は本校生徒代表として大津町の集会で発表した。自分たちの課題を「学級や学年でグループが固定しており、独りぼっちの人や自分の本音を言えない人がいる」「真面目にやっている人を馬鹿にするようなことがある」「頭の中では分かっているけど、自分から行動できていない」とし、「相手のこと、相手の気持ちを知りもしないのに、最初から『あの人はどうせ…だから』と排除するのは、『同和地区出身だから』という何の根拠もない理由で、最初から相手のことを排除することと同じ」だと訴えた。他の学校の児童生徒から「自分たちのクラスにも同じようなことがある」等とたくさんの意見が出された。集会後も、各学級で生徒会役員発表の原稿を読み合った。生徒たちは「自分は、差別落書きの勉強をして共感した」「真面目にやっている時に真面目だねとからかわれて、何か違う人類みたいに分けられているようで嫌だった」と、自分の体験と部落差別を重ねた意見を交流させた。

エ 保護者の啓発

7月に行われた授業参観において、菊池教育事務所から講師を招き、人権教育に関する保護者参加型の講話をいただいた。一つの絵の中に様々な人間関係が描いてあり、心が温かくなる場面やおかしさを感じる場面などを意見交流しながら、人権啓発を行った。また、この機会を利用して、生徒会役員が東日本復興支援プロジェクトの一環である福島現地訪問の報告会を保護者向けに行った。

オ 学校行事等における生徒の実態把握

本部会では、人権教育を通じて育てたい資質・能力の中から、各学校行事等を通じて育てたい資質・能力を選び、全職員に示した。これにより、教職員側が一つ一つの学校行事で、生徒たちとどのように関わっていくのか、どのような手立てを持って指導していくのか、明確になり共通実践を行うことができた。また、人権教育を通じて育てたい資質・能力に関するアンケートを作成し、生徒の実態や変容を把握することに取り組んだ。(表6)

表6 学校行事と育てたい資質・能力

期日	学校行事	人権教育を通じて育てたい資質・能力
9 / 27 ~ 29	職場体験学習 (2年生)	技能的側面-④
10 / 5	鍛錬強歩会	価値的・態度的側面-①
10 / 27	生徒会役員選挙	価値的・態度的側面-⑧
10 / 28	大津町児童生徒集会	価値的・態度的側面-⑥ (知識的側面-④ 技能的側面-⑤)
11 / 12	北の翼祭	技能的側面-④ (知識的側面-② 価値的・態度的側面-③)
12 / 17 ~ 19	修学旅行 (2年生)	知識的側面-②

Ⅲ 研究の成果と今後の課題

1 研究の考察

(1) 集団の変容

学校生活における生徒の意欲や満足感、及び学級集団の状態を測定する「学級集団の傾向を把握するためのアンケート」の結果を以下に示す。(図8、図9)

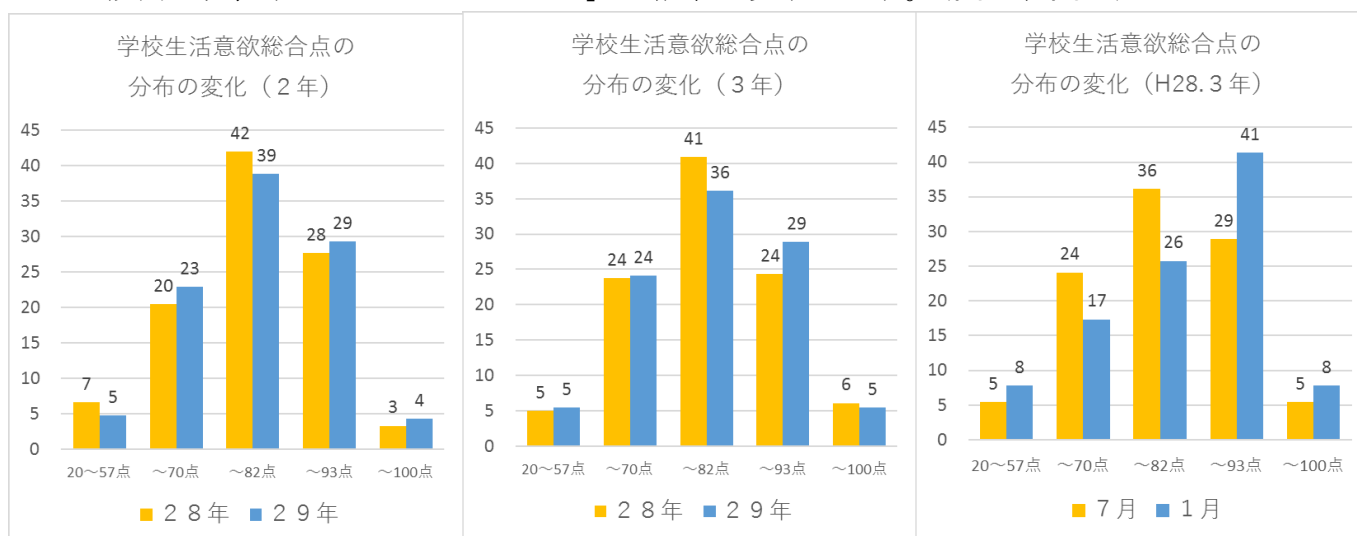


図8 学級集団の傾向を把握するためのアンケート 学校生活意欲総合点

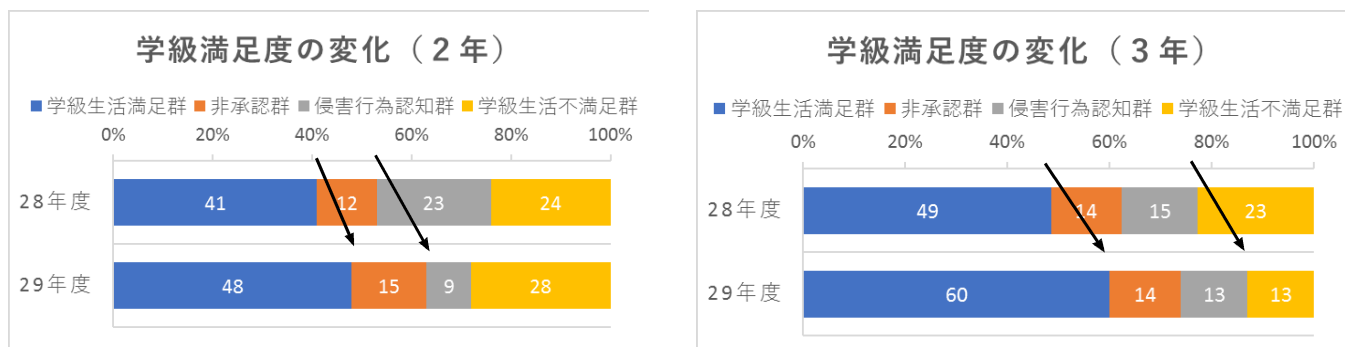
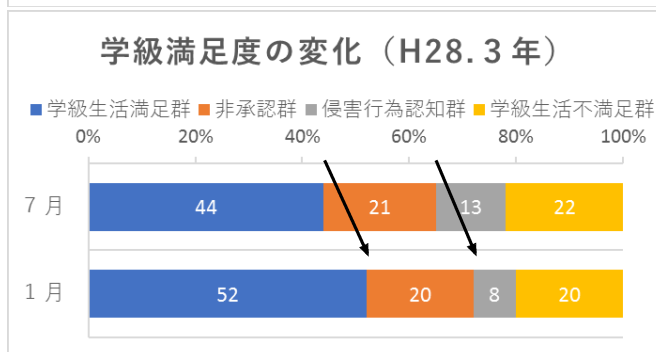


図9 学級集団の傾向を把握するためのアンケート 学級満足度



学校生活意欲は、2・3年生でわずかであるが上昇傾向が見られる。平成28年度の3年生では上方へ大きく変化した。これは学校生活や学習への意欲が高まったことを示している。

学級満足度で学級生活満足群、非承認群、侵害行為認知群、学級生活不満足群の割合をみると、2年生は学級生活満足群が増加し、侵害行為認知群が大きく減少した。3年生では、平成28年度は顕著な変化が見られなかったが、平成29年度は学級生活満足群が増加し、学級生活不満足群が大きく減少した。平成28年度の3年生は、非承認群、侵害行為認知群、学級生活不満足群が減少し、学級生活満足群が増加した。これは、人間関係が良好になり集団の状態が向上してきたことを示している。

(2) 生徒の意識の変容

学校生活アンケートの結果を示す。(図10、図11、図12)

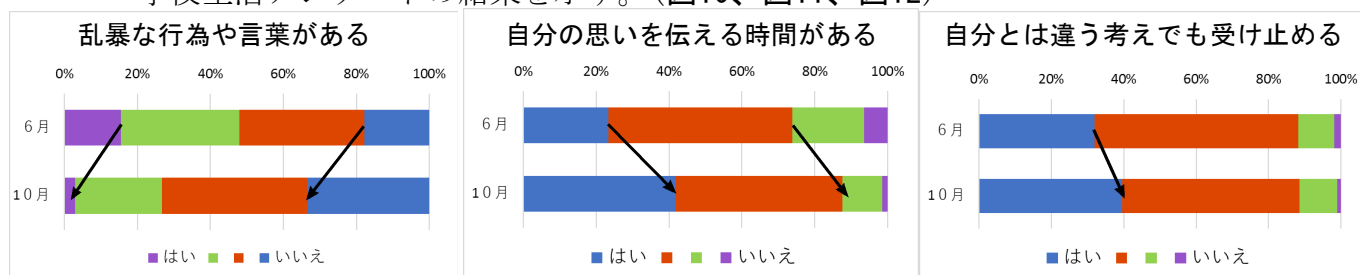


図10 学校生活アンケート (H29年度 1年生)

1年生は約半年の取組ということもあり、大きな変化は見られないが、「自分の思いを伝える時間がある」と認識するようになり、「乱暴な行為や言葉がある」が減少してきたことが分かる。「自分とは違う考えでも受け止める」生徒が増加傾向にあり、人権教育を通じて育てたい資質・能力の「自分や他の人たちをかけがえのない存在ととらえ、大切にしようとする。」(価値的・態度的側面-③)、「様々な立場や考え方のちがいに気付き、それらを認めようとする。」(価値的・態度的側面-④)、「自分の行動を振り返り、自分の言動に責任をもとうとする。」(価値的・態度的側面-⑦)と「相手の意見を受け止め、自分の意見を素直に伝えることができる。」(技能的側面-③)が高まってきていると考えられる。学校生活アンケートの「班の活動に進んで参加」等、学習活動に関する項目にはほとんど変化が見られない。

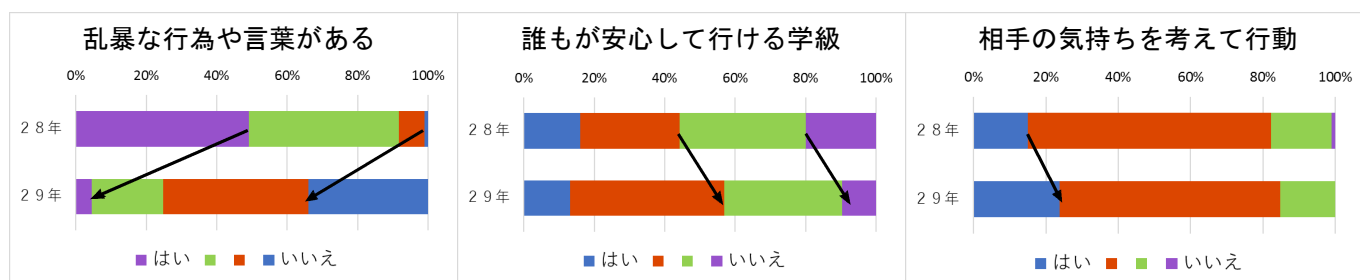


図11 学校生活アンケート (H29年度 2年生)

2年生は入学後すぐに震災に遭い、年度当初の集団づくりが十分にできなかった学年である。落ち着いた学校生活ができていなかった平成28年度後半から、平成29年度にかけて少しずつ回復傾向にある。「乱暴な行為や言葉がある」が大幅に減少し、「誰もが安心して行ける学級」「相手の気持ちを考えて行動」が増加傾向にある。人権教育を通じて育てたい資質・能力の「自分や他の人たちをかけがえのない存在ととらえ、大切にしようとする。」(価値的・態度的側面-③)、「自分の行動を振り返り、自分の言動に責任をもとうとする。」(価値的・態度的側面-⑦)と「相手の立場に立ち、他者の痛みや

気持ちに共感することができる。」(技能的側面－②)が高まってきていると考えられる。しかし、「おかしいことはおかしいと指摘する」「意見の食い違いを解決する」など、相手に対して能動的に関わろうとする項目において変化が見られず、課題がある。このことは学級集団の傾向を把握するためのアンケートでも、人間関係を営むためのスキルにおいて同様の結果が得られた。

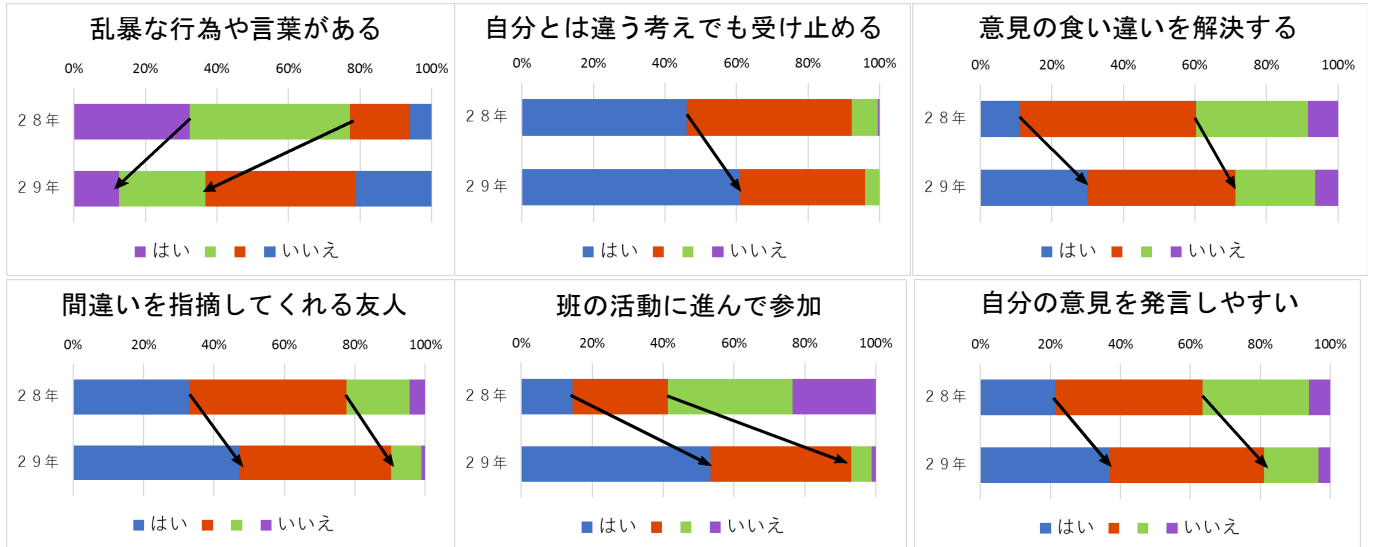


図12 学校生活アンケート (H29年度 3年生)

3年生は、多くの項目で変化が見られた。「乱暴な行為や言葉がある」が減少し、「自分とは違う考えでも受け止める」という人権教育を通じて育てたい資質・能力の「様々な立場や考え方のちがいに気付き、それらを認めようとする。」(価値的・態度的側面－④)や、「意見の食い違いを解決する」「間違いを指摘してくれる友人」等、多くの技能的側面に関する項目が増加した。さらに「班の活動に進んで参加」し、「学習内容について、自分の考えを発言しやすい」と学習活動における変化が見られた。これは平成28年度の3年生も同様であり、毎日の授業で生徒同士が関わり合いながら互いを認め合う意識が高まり、学習活動が活発になるという効果が得られた。

(3) 行事等の参加の様子から

本校の生徒は、全体的に見ても人権学習への取組や人権関連の行事への参加意識は高く、平成29年度の県人権子ども集会に約190名、大津町児童生徒集会には200名を超える数の生徒が参加した。大津町内における小学校からの取組の積み上げが人権意識の向上と基礎を作り上げている。また校内人権集会においても、発表者に対する反応や「返し」の感想発表の姿から見て参加意欲は高いといえる。単なる「～していきたいです。」という感想にとどまらず、「私は以前～の経験をしました。」など、自分の体験と重ねて「返し」をする姿が見られる。「自分が思っていることを相手に伝えないと分かってもらえない。伝えることで自分のことを知ってもらおう。」という互いの思いを共有していく基礎が培われている。学校全体として、差別やいじめのことについて本気で考える機会が設けられ、実践されている成果が表れてきている。

学校行事を通して、主に価値的・態度的側面を育てることをねらった。生徒の感想を見ると、学級の仲間とともに頑張れたこと、自分一人では達成できないことも仲間の支えがあることで乗り越えられたことなど、「人間のすばらしさや、自分の大切さ、身の回りの人たちの大切さ、よさに気付く。」(価値的・態度的側面－①)、「自分や他の人たちをかけたがえのない存在ととらえ、大切にしようとする。」(価値的・態度的側面－③)の

(技能的側面－⑥)に効果が現れることが分かった。

そのために、班ノートや班当番制による活動等、全学年に提案して取り組んできた。取組のポイントとして、集団づくりの基盤となる班編制に取り組む学級担任の差別を許さない意識が不可欠である。集団づくりが進まないと学校生活への意欲が高まらず、結果的に学力の向上につながらない状況も見られるので、全職員の差別を許さない意識を高める研修や共通実践の重要性を再認識していきたい。

課題として、様々な背景による心の不安定さや人間関係の構築の浅さが原因と考えられる問題事象が見られた。また、個人への偏見が固定化し人間関係を円滑に構築できない生徒も存在している。学級の諸問題を解決するに当たり、「きめつけや偏見が人権を奪うことを知り、それを防いだり、解決したりする方法について知る。人が自分らしく、幸せに生きるために大切にすること柄を理解する。」(知識的側面－④)、「様々な立場や考え方のちがいに気づき、それらを認めようとする。」(価値的・態度的側面－④)、「様々な角度から物事をとらえ、科学的・客観的に判断することができる。」(技能的側面－⑦)が身につけていないため、生徒が納得する結論が得られず、個人への固定的な見方が変わらないからだと考える。教師が生徒の主体的な問題解決を支援する姿勢が必要である。

(2) 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした意識・態度・実践的行動力の育成

人権学習については、生徒の実態から教材研究を行い、各学年で熱心に進められた。生徒が自分の生活と重ねて考えるには、日常的な学級活動や学習活動で人と関わる経験が重要であることから、特に教師が自らの体験を語りながら具体的に学習を進めることで、生徒が自分の生活と重ねて考えることができるようになってきた。学習計画の段階において、人権教育を通じて育てたい資質能力の知識的側面だけでなく、価値的・態度的側面を意識して設定することで、成果を得ることができた。

しかし異動による教職員の交代で、これまで継続してきた人権教育の取組が十分に共通実践できていない状況もある。教師の人権感覚と基本的な認識の実態を把握し、それに応じて取組の意義や成果を知らせることが不足していたと考える。全職員の意識改革を進めるとともに、職員集団の共通理解と実践力を高めていきたい。

(3) 焦点化・構造化による授業改善と、互いに学び合う授業の創造

人権教育で育てたい資質・能力の設定によって、各教科等の授業でのねらいが具体的になった。教師の側に「毎日の授業で人権感覚を養う」という意識ができてきたのが一番の効果である。さらに、協働学習を設定し継続的に取り組むことで、互いの考えをよく理解して自分の考えに取り入れたり、違いを認め合ったりする意識が高まった。特に、人権教育を通じて育てたい資質・能力の「相手の意見を受け止め、自分の意見を素直に伝えることができる。」(技能的側面－③)、「対等な立場で、意見を交換したり、共同して活動することができる。」(技能的側面－④)が高まった。また、学習内容を理解するのに時間を要する生徒に教えることで、その生徒の理解が進むだけでなく、教える生徒の定着率も高まり、生徒全体の学力が向上した。今後は教師の実践において「活動する場の設定」のみに終わらず、生徒が自信を持って発表や話し合いをするために、発問の工夫や話し合いのポイントを示す等、すべての生徒が授業に参加できるような「人権が尊重される授業づくりの視点」に立った手立てが必要である。

授業改善の方向や方法について、さらに共通実践を進めるために、取組の内容だけでなく意義や真意、取組の成果まで教師や生徒に丁寧に伝えていきたい。また、「きめつけや偏見が人権を奪うことを知り、それを防いだり、解決したりする方法について知る。人が自分らしく、幸せに生きるために大切にすること柄を理解する。」(知識的側面-④)、「様々な角度から物事をとらえ、科学的・客観的に判断することができる。」(技能的側面-⑦)が十分には高められていないので、授業の中に積極的に設定していきたい。

(4) 自ら気づき行動する、差別を見抜き許さない実践的活動の取組

行事等の計画で、個人の能力を高めることだけでなく他人との関わりを持たせる取組を入れたことで、人権教育を通じて育てたい資質・能力の「人間のすばらしさや、自分の大切さ、身の回りの人たちの大切さ、よさに気付く。」(価値的・態度的側面-①)、「自分や他の人たちをかけたがない存在をとらえ、大切にしようとする。」(価値的・態度的側面-③)を高めることができた。人権集会の計画では、解放子ども会が学級、生徒会とつながり合い、「いじめや差別を見逃さず、解決する」という一つの目的で共に行動したことで、それぞれ自分の置かれている立場を見つめ、行動を起こすことができた。被差別の側に立ち、仲間をつくる行動は、小集団から学級、学年、学校と広がりを見せた。

解放子ども会が、今後も差別をなくす仲間づくりや集会で訴える活動を続けるためには、周りの子どもたちに「きめつけや偏見が人権を奪うことを知り、それを防いだり、解決したりする方法について知る。人が自分らしく、幸せに生きるために大切にすること柄を理解する。」(知識的側面-④)、「人権を守るために活動している人々や、しくみがあることを知る。」(知識的側面-⑤)、「困っている人、傷ついている人の側に立ち、ともに行動しようとする。」(価値的・態度的側面-⑥)、「人権が大切にされる学校づくりや社会づくりのため、自らかかわっていこうとする。」(価値的・態度的側面-⑧)等の資質・能力を育てながら、学級の仲間や生徒会活動とつなぎ、支えていくことが重要である。そのためには、校区内の小学校と連携を密にしながら、教師が解放子ども会の学習会に参加し、解放子ども会の思いや保護者の願いを知ることが不可欠である。

以上のことから、仮説にある4点の取組によって、人権が尊重される人間関係・環境・学習活動ができ、人権教育を通じて育てたい資質・能力の各側面を高めることができた。それによって、自分の人権も他の人の人権も守ろうとする生徒の行動が生まれてきた。つまり、「部落差別をはじめ、あらゆる差別に気づき、行動し、被差別状況のなかまを手を携えてともに伸びようとする生徒を育成する」ことができた。人権教育を進めていくには、すべての取組を実践していく教師の人権感覚を磨くことが大切である。